

ご質問にお答えします。



＜補助対象者＞

Q1

申請者は誰になりますか？

A1

市内の区域内に存する連たん家屋（Q2 参照）に住民票を置き居住し及び所有し、または防火対策工事の完了後に市の区域内に存する連たん家屋に定住する人が対象となります。

＜補助対象住宅＞

Q2

連たん家屋とはどのような家屋ですか？

A2

上越市都市計画に定める準防火地域の区域内に存する木造の住宅であり、当該住宅の敷地境界（道路と接する境界を除く）から50センチメートル未満の距離にある住宅です（附属家を除く。）。

＜補助対象工事＞

Q3

感震ブレーカーとはどんなものですか？

A3

地震の揺れを感知してブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断する機器です。電気火災の防止に有効なため、一般家庭への設置が推奨されています。

＜申請時の提出書類＞

Q4

工事施工前の写真は必要ですか？

A4

事業計画書や見積書に記載されている防火対策工事が未着手であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。

問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 TEL：025-520-5786